

特集

# みんなで防<sup>ふせ</sup>ぐ<sup>じ</sup>児童<sup>じ</sup>虐待<sup>どうぎやくたい</sup>



## ～189(いちはやく)気づいてあげてそのサイン～

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。こども家庭庁は「秋のこどもまんなか月間」の取り組みの一つとして、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し児童虐待防止に向けた啓発活動を行っています。

今、誰かの助けを求めている子どもがいるかもしれない。虐待のない社会へ向けて、一人ひとりが「できること」を考えてみませんか。

問こども家庭課

### 性的虐待

子どもにわいせつな行為をする、させる、見せる など

### 心理的虐待

言葉による脅し、脅迫  
子どもの前で家族に暴力をふるう(面前DV) など

### ネグレクト(育児放棄)

食事を与えない  
病院に連れて行かない  
家や車に放置する など

### 身体的虐待

殴る、ける、たたく  
火傷をさせる  
屋外に締め出す など

### 虐待の種類

児童虐待は、本来子どもを監護する保護者が、子どもの心と身体の成長に重大な影響を与える行為で、4つに分類されます。

### 児童虐待とは？

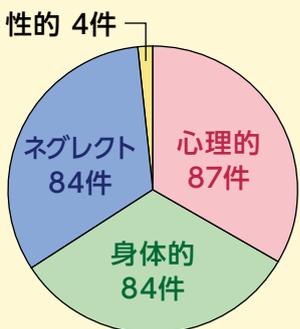
### 虐待の要因

虐待の要因は、保護者の精神的な不安定さや経済的な問題などさまざまですが、子育ての大変さを分かってくれる人やサポートしてくれる人が周りにおらず、保護者が孤立し、子どもに矛先が向いてしまう、ということがあります。

このような問題が重なり合うほど、家庭だけで解決することは難しくなります。苦しい思いをしている親子を早期に発見し、適切な支援につなぐしていくことが大切です。

筑紫野市家庭児童相談室(現:こども家庭センター)が令和5年度に受けた市内の児童虐待相談件数は259件で、その内容は「衣類や身体がいつも汚れている」「顔に不自然なあざがある」「幼い子どもを家に置いて外出している」などさまざまです。相談の中には、すでに子どもの命が危険な状況にあるものもありました。

令和5年度相談件数  
(筑紫野市家庭児童相談室)  
259件



## 虐待防止のための啓発活動

### オレンジリボン運動

児童虐待防止のための啓発活動として、「オレンジリボン運動」があります。この運動は、平成16年に栃木県小山市の児童虐待による死亡事件をきっかけに始まった市民運動です。児童虐待のない社会をめざして全国各地さまざまな啓発活動が行われています。

### オレンジマークに 込められた思い

児童虐待防止運動のシンボルマークとして「オレンジ色」が選ばれた理由は、里親家庭で育った子どもたちが「子どもたちの明るい未来を示す色」として選んだといわれています。オレンジ色を選んだ子どもたちの胸の中には、オレンジフルーツのような明るさと暖かさを感じたいという思いがあったのではないのでしょうか。



オレンジリボンのマーク

### オレンジリボン運動に取り組む 2人取材しました！



左：伊藤 嘉裕さん(民生委員・児童委員)  
右：森田 礼子さん(主任児童委員)

### 筑紫野市での オレンジリボン運動

市のオレンジリボン運動は、筑紫野市民生委員・児童委員連合会とこども家庭センターが連携し、昨年度から活動を始めました。

昨年度は、オレンジリボンを身に付け、各地域の文化祭などで児童虐待防止の啓発チラシの配付を行いました。

今後の運動は、虐待を受けている本人からや、友人の異変に気づいた子どもからの相談がくるように、子どもの立場に立った啓発が必要だと考えています。

この運動を皆さんに知ってもらうために、学校や病院などでもオレンジリボンが目に入るよう

なまちになると良いなと思っています。

### 私たちにできること

児童虐待を防ぐために、まず私たちにできることは、近隣の親子へ普段から「あいさつ・声掛けをする」ことだと思います。

近年、地域活動が縮小し、地域と親子のコミュニケーションが減って、家庭の様子がますます分からなくなっています。

そんな中、私たちは子どもたちの登下校時の見守りを行っています。ですが、毎日声掛けをする中で、子どものいろいろな変化に気がきます。気になる子どもは、学校など関係機関と連絡を取り合うこともあります。

また、こちらから声掛けを続けていると、親子から声を掛けてくれることもあります。困ったときに話ができる人が身近にいるという環境作りが大切だと思います。



▲文化祭でのオレンジリボン運動啓発活動

### もしかして？と思ったら・・・

「児童虐待かも」とと思ったら、ためらわずに連絡ください。通報者のことは保護者に伝えず、責任を問われることもありません。「もしかして？」でも構いません。

また、子どもや保護者本人からの相談も受け付けています。さまざまな専門職が、苦しい思いをしている子どもや保護者の気持ちに寄り添います。



### 最寄りの児童相談所

☎189

(いちはやく)

または

筑紫野市こども家庭センター

☎(921)1308